

申告期間 2月16日(金)～3月15日(木)

税の申告が始まります

平成29年分の所得税の確定申告、平成30年度分の市県民税の申告が始まります。申告期間は2月16日(金)～3月15日(木)です。忘れずに申告しましょう。

申告は
お早めに!



◆所得税申告・確定申告相談

☎ 厚狭税務署 (☎ 72-0180)

会場	日程	時間
厚狭税務署	2月16日(金) ～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	9:00～ 16:00

◆市県民税申告・確定申告相談

☎ 税務課市民税係 (☎ 82-1125)

不動産や株の譲渡所得、配当所得、退職所得や繰越損失等の分離申告および住宅取得控除は、下記の会場では受けられません。厚狭税務署へお問い合わせください。

なお、各会場の日程は異なりますので、時間等をよく確認してからお越しください。

会場	日程	時間
市役所 3階大会議室	2月16日(金) ～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	9:00～ 16:00
厚陽公民館 2階講堂	2月21日(水)	9:30～ 13:00
埴生公民館 2階大講堂	2月22日(木) 23日(金)	9:30～ 15:30
商工センター 2階大会議室	2月27日(火)	
厚狭地区複合施設 2階第1研修室	3月2日(金)	
赤崎公民館 1階研修室	3月6日(火) 7日(水)	
本山公民館 研修室	3月8日(木)	9:30～ 13:00
有帆公民館 会議室	3月9日(金)	9:30～ 11:30

申告会場へ行かなくても提出可能!
パソコンで作成して郵送が便利

申告会場は大変混み合います。自宅で申告書を作成し、添付書類を添えて郵送が便利です。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

スマートフォン等専用のQRコード▶



◎24時間いつでも利用可能

◎自動計算機能があり簡単入力

◎データを保存すれば、来年も利用可能

申告に必要なもの

- ①印判 (スタンプ印は不可)
 - ②給与や公的年金等の源泉徴収票等
事業や農業、不動産等の収入がある人は、必ず収支内訳書を作成してください。
 - ③個人番号カードまたは
通知カード + 運転免許証、パスポート等
 - ④控除を受ける場合に必要書類
 - ・医療費控除
医療費の支払額、保険等で補てんされる金額を記入した医療費控除の明細書
※詳しくは「広報さんようおのだ」1月15日号の5ページに掲載しています。
 - ・社会保険料控除
国民年金・国民健康保険等の支払証明書
 - ・生命保険料控除・地震保険料控除
支払保険料の控除証明書
 - ・障害者控除
障害者手帳、要介護による市の認定証等
 - ・寄附金控除
寄附金の領収書
- ※その他の控除について詳しくはお問い合わせください。

今年度から収入が公的年金のみを対象にした市県民税・確定申告の事前相談会は行いませんので、上記の期間中に申告をお願いします。

